

第3回福島県国土利用計画見直し検討部会における意見とその対応(案)

資料2

(第3回福島県国土利用計画見直し検討部会 H24. 8. 31)

番号	第3回 資料番号	委員意見	内 容	意見等に対する対応(案)
1	資料4	小橋委員	中間貯蔵施設の候補地や放射性物質の仮置場について、どのように盛り込むのか。	この計画の見直し期間中に、その成果や方向性が決まれば、計画に反映していきたいと考えています。 なお、現時点におきましては、原子力災害により当面利用が困難な土地における暫定的(緊急的)な土地利用について、次のとおり記載しました。 ・「第4章 計画を実現するための必要な措置の概要」 「7 県土利用の総合的マネジメントの推進」 「(3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント(資料4 P30-16～29行)」
2		田中委員	メガソーラーや工業団地などの大規模な施設について、どのように盛り込むのか。	再生可能エネルギーに関する検討状況、復興工業団地などの検討状況の成果や方向性が決まれば、計画に反映していきたいと考えています。 現時点におきましては、再生可能エネルギーに関する土地利用につきましては、次のとおり記載しました。 ・「第2章 県土利用の基本構想」 「3 県土利用の基本方向」 「(2) 利用区分別」 「⑩ 低未利用地(資料4 P17-9～11行)」 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 「2 土地利用の転換の適正化」 「(2) 農用地の利用転換(資料4 P23-30～31行)」 「3 土地の有効利用の促進」 「(6) 低未利用地の有効利用(資料4 P26-7～9行)」
3		鈴木部会長	計画期間において、放射性物質のモニタリングや除染結果の評価等の情報を、ワンストップで一元化し活用することが必要ではないか。 また、この必要性を計画に記載することにより、県の姿勢が見えてくるのではないか。	現時点におきましては、関連する部分として県土利用の現状把握の部分に、次のとおり記載しましたが、引き続き検討させていただきます。 ・「第4章 計画を実現するための必要な措置の概要」 「9 計画の進行管理(資料4 P31-3～4行)」

番号	第3回 資料番号	委員意見	内 容	意見等に対する対応（案）
4	資料4	國井委員	この計画は土地利用に関しては網羅されていると思うが、現実的に問題が解決するのかと考えた場合に、もう少し力のある計画となることを望みたい。	御意見を踏まえまして、次のとおり記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「前文(資料4 P1-6～9行)」 ・「第1章 県土利用の現状と課題」 <ul style="list-style-type: none"> 「4 県土利用の課題(資料4 P6-29～38行)」 ・「第2章 県土利用の基本構想」 <ul style="list-style-type: none"> 「1 県土利用の基本理念(資料4 P9-24～32行)」 「2 県土利用の基本方針」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 復旧・復興・再生のための土地利用(資料4 P10-4～6行)」 「3 県土利用の基本方向 (資料4 P11-30～35行)」 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要(資料4 P22-20～21行)」 <ul style="list-style-type: none"> 「1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進(資料4 P22-24～26行)」 「7 県土利用の総合的マネジメントの推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「(3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント(資料4 P30-16～29行)」 「9 計画の進行管理(資料4 P31-3～4行)」
5		長林委員	計画に直接記載できないことも、県の姿勢として、その考え方や手順等を示せば良いのではないか。	
6		長林委員	除染関係の機関や研究所ができると聞いているが、それらと連携を図り、状況を見ながら計画を変えていくという書き方はできるのではないか。	この計画の見直し期間中に、その成果や方向性が決まれば、計画に反映していきたいと考えています。 関係機関との連携については、関連する部分として、次のとおり記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「7 県土利用の総合的マネジメントの推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「(3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント」 <ul style="list-style-type: none"> 「① 情報共有(資料4 P30-21～25行)」
7		木田委員	有事の際に外的な要因が生じた場合は、土地利用をその場その場で即地的に開放していく姿勢が、必要ではないか。	そのためには、地域住民などの参画と連携、土地利用について合意形成が必要性であることから、次のとおり記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「7 県土利用の総合的マネジメントの推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「(3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント(資料4 P30-16～29行)」 また、復興のための新たな土地需要へ対しては、これまでの方針を基本として効果的な土地利用を積極的に図るため、次のとおり記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2章 県土利用の基本構想」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 復旧・復興・再生のための土地利用(資料4 P10-4～6行)」 「3 県土利用の基本方向」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 地域類型別」

番号	第3回 資料番号	委員意見	内 容	意見等に対する対応（案）
	資料4			「① 都市(資料4 P12-20～22行)」 「(2) 利用区分別」 「⑩ 低未利用地(資料4 P17-9～11行)」 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 「2 土地利用転換の適正化」 「(2) 農用地利用の転換(資料4 P23-30～31行)」 「3 土地の有効利用の促進」 「(6) 低未利用地の有効利用(資料4 P26-7～9行)」
8		木田委員	放射性物質と水のような問題については、将来に繋がる問題なので、そういった視点も書き込む必要があるのではないか。	個別、具体的には書き込めませんが、県土利用の基本理念に「～よりよい状態で次世代へ引き継ぐべきもの～」の文言を追加しました。 ・「第2章 県土利用の基本構想」 「1 県土利用の基本理念(資料4 P9-24～27行)」

第3回福島県国土利用計画見直し検討部会における意見とその対応(案)

(第3回福島県国土利用計画見直し検討部会 文書照会・回答)

番号	第3回資料番号	意見提出	内 容	意見等に対する対応(案)
1	全体	木田委員	原子力災害被災地域(帰還困難区域以外)の土地利用や取引には規制をかけたりにすることはないのでしょうか。	現在、そのような規制を行う動きはありません。
2		木田委員	地価高騰については抑制策がありますが、地価下落についてはないように思えます。地価が下落しそうな場所を保護する手法はないのでしょうか。	地価は社会経済活動のバロメーターであり、土地の魅力が増せば上昇することになります。除染を中心とし、復旧や復興を迅速に行うということが結果として、地価下落に歯止めをかけることになると考えております。
3		木田委員	不在地主の所有地について特に把握などをなさっているのでしょうか(震災等に付随する新規の不在地主ではなく、もともと森林などで問題となっていた方々の特に震災前後の動向など)。	地籍調査は市町村が行っており、震災前後の動向把握については、各市町村の地籍調査の進捗状況により異なります。
4		木田委員	過去に、三春町で実施した白地地域の土地利用では地元の方々の要望として新規住民の方々への行政区への参加(お祭り・清掃・草刈り・区費納入などを含む)を望む声がありました。土地売買や賃貸借契約の段階でその確約が欲しいといった声もありました。 暫定的な土地利用や仮の町構想が進む中、新旧住民が双方気持ちよく生活できる最低限のルールといたものをモデル的に策定する必要はないのでしょうか。行政レベルではなく住民・日常生活レベルでの義務と権利のいざこざが発生するのではという懸念があるのです。 ハードだけではなくソフト面からの土地利用について防災だけではなく、こういった視点からもあるのではと感じています。	間接的ではありますが、現行計画に次の記載があります。このような過程の中で、地域住民が話し合っ合意形成することが、問題解決へ繋がるものと考えています。 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 「7 県土利用の総合的マネジメントの推進」 「(1) 国土利用計画法等の適切な運用(資料4 P29-16~26行)」